安衛法の展開

安衛法

安全衛生管理体制づくり

主な保護利益

道交法

さしたる危険のない速度違反や駐車違反等の規制・取締

＝

本人、周囲の生命・身体・財産

＋

労災発生件数の変化

	休業4日以上	死亡
H30	127,329	909
R1	125,611	845

安衛法施行後、労災件数の減少は顕著。最近は、死亡災害は減少傾向の一方、休業4日以上の労災は、H21を下限として漸増傾向。また、高齢ほど増加。

成果

無形財＝「安全の秩序」づくり

風紀・環境づくりともいえる。人間・組織の心理・行動への働きかけが本質。　心理の特徴＝視野の限界、不快・不都合な事実の否認、教育・信頼するものの影響等

成果

交通事故発生件数の変化

	発生件数	死亡	負傷
H30	430,601	3,532	525,846
R1	381,237	3,215	461,775

負傷者数は15年連続で減少。死亡者数も減少傾向。ただし負傷者数は高齢者の割合が増加している。

↑3E（規制、技術、教育）対策等

旧安衛則

「技術者による技術的な再発防止策」※1

「機械設備の本質的安全化」※2

行政による高権的監督

※１廊下・階段の仕様、有害物質の取扱方法等の設定

※２　流通前の検査制度等

重大労災の多発

経営工学等の活用

安衛法の制定

場と組織の管理体制づくり

自主的取組、管理体制の整備、危害防止基準の充実、作業環境改善等

例）混在作業における元方の統括管理業務

対応が難しい衛生問題や健康問題の増加・顕在化

専門家の活用に比重を移したリスク管理

例）作業環境測定法、長時間労働者対象の面接指導制度、ストレスチェック制度

伝統的労災の減少、産業構造・経営環境・働き方の変容

労使双方のQOL、QOWLの改善

両立支援策、副業・兼業・フリーランスの健康増進策など、労使以外の様々なステークホルダーを巻き込む対策

展開を通じて

取り組みが進んでいること

安全・衛生基準の整備

安全・衛生技術の発達

技術的課題から社会的課題への移行

積み残し課題

リスク創出者・管理能力者の管理責任負担

経営者・組織の意識・知識の向上

未解明のリスク対応

規制の過不足の解消